

「地域社会雇用創出協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的・目標 <p style="text-align: right;">(20点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か ・島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金の趣旨に適合しているか ・提案事業は公共性・公益性が高いか
②協働の相乗効果 <p style="text-align: right;">(20点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか
③団体と行政の役割分担、スケジュール <p style="text-align: right;">(15点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か ・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か
④提案事業の先進性・実行性 <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか ・提案事業は地域振興に資するモデル性を有するか ・提案事業は効果的で具体性があり、実行可能なものか
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体自らが、事業を実施するか ・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力があるか ・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か
⑥地域社会への貢献度、地域自治力の向上、事業実施後の継続性 <p style="text-align: right;">(15点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業は、地域社会への貢献度が高いか ・提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか ・提案団体は、委託事業終了後も事業を継続（展開）していく方策があるか ・提案事業を通じ、新規に雇用した失業者のスキルアップ等を図ることができるか
⑦プレゼンテーション <p style="text-align: right;">(10点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか
合計点 (100点)	